茂原市私道の寄附受入基準に関する要綱を次のように定める。

令和４年２月１４日

茂原市長　　田　中　豊　彦

茂原市告示第１２号

茂原市私道の寄附受入基準に関する要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、私道（道路としての機能を有する土地であって私人が所有しているものをいう。以下同じ。）の寄附を受入れる場合の基準に関し、必要な事項を定めるものとする。

（寄附受入れ基準）

第２条　寄附受入れ対象である道路は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

（１）　公道から公道に接続し、通り抜けが出来ること。ただし、公共又は公益施設の相互間を連絡する道路若しくは公共又は公益施設と公道を結ぶ道路であるときは、この限りでない。

（２）　階段状の道路でないこと。ただし、歩行者専用道路は、この限りでない。

（３）　土地の分筆が完了し、公図及び地積測量図又は実測求積図と現地が整合していること。

（４）　登記上の地目が、公衆用道路であること。

（５）　建築基準法（昭和25年法律第201号）による道路であること。

（６）　有効幅員が４メートル（法敷等は含まない。）以上であること。

（７）　路面については、舗装とし、舗装構造は簡易舗装以上であること。ただし、新設された道路については、茂原市宅地開発整備基準（令和３年茂原市告示第166号）に準ずる舗装構造であること。

（８）　路面排水施設として側溝が敷設され、流末処理が適切に行われていること。

（９）　法面、崖等を有する道路にあっては、これを保護する施設として擁壁工又は法面工が施工され、かつ、雑草等が繁茂しない構造であること。

（１０）　道路の維持管理において障害となるような占用物件、所有権以外の権利がないこと。

（１１）　道路用地には境界杭等が設置され、隣地との境界が明確であること。

（１２）　道路照明、カーブミラー、道路標識等の交通安全施設が必要に応じて整備されていること。

（セットバック等）

第３条　前条に規定するもののほか、セットバック等については、前条第３号、第４号、第７号、第１０号及び第１１号のいずれにも該当するものとし、その受入れについては、私道の寄附を申出る者（以下「申出者」という。）との協議とする。

（事前協議）

第４条　申出者は、茂原市私道寄附事前協議申出書（別記第１号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

（１）　位置図及び案内図

（２）　公図の写し

（３）　土地の全部事項証明書

（４）　土地の現況写真

（５）　その他市長が必要と認める書類

（結果通知）

第５条　市長は、前条の申出書が提出されたときは、その可否について審査し、茂原市私道寄附事前協議結果通知書（別記第２号様式。以下「結果通知書」という。）により、申出者に通知するものとする。

（特例）

第６条　第２条に定めるもののほか市長が特に必要と認めるものについては、寄附を受入れることができるものとする。

（制限）

第７条　第２条の基準に適合するものであっても、当該道路の寄附を受入れることにより、特定の者に著しい利益を与える場合その他特別な理由がある場合は、市長は寄附を受入

れないものとする。

（寄附の手続）

第８条　結果通知書の判定が可であった申出者は、茂原市私道寄附申出書（別記第３号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

（１）　位置図及び案内図

（２）　公図の写し

（３）　地積測量図又は実測求積図

（４）　土地の全部事項証明書

（５）　登記原因証明情報兼登記承諾書（別記第４号様式）

（６）　印鑑登録証明書（ただし、申出者が法人の場合は、法人の印鑑証明書に加えて、法人の現在事項全部証明書を添付するものとする。）

（７）　土地の現況写真

（８）　寄附をしようとする土地に対し利害関係を有する者があるときは、その者の同意書

（９）　道路占用物件及び工作物調書並びに表示図

（１０）　その他市長が必要と認める書類

２　前項に規定する書類について、第４条に規定する事前協議に提出したものから変更がない書類は、添付を省略することができる。

（補則）

第９条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この告示は、令和４年４月１日から施行する。